令和5年度 第3回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

| 開催日時 | 令和5年11月30日(木) 午後1時30分~午後3時00分 |
|---------|--|
| 開催場所 | 七戸町役場 本庁舎2階 第1・2会議室 |
| 出席者 | 米内山正義委員長、坪 晃副委員長、岡村茂雄委員、 福村英明委員、山本淳一委員、天間優彦委員、田島政義委員、 濵中幾治郎委員、鎌田昭仁委員、酒井陽子委員、松本洋子委員、 天間圭子委員、長山和夫委員、苫米地 尚委員 |
| 欠席者 | 工藤一正委員 |
| 町(事務局等) | 附田敬吾財政課長 佐藤源太財政課長補佐 手代森俊彦財政課総括主幹 アール・エー・ビー開発株式会社 3名 |
| 次第 | 1 開会 2 案件 1 前回の質疑事項などに対する説明 2 基本構想(素案)の審議 3 閉会 |

ただいまから、令和5年度第3回七戸町新庁舎建設検討委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、本日都合により、工藤一正委員が欠席との連絡がありましたのでご報告申し上げます。それでは、米山委員長、よろしくお願いいたします。

(議長:米内山委員長)

はい。前回まで大変お疲れ様でした。皆さんのご協力で良い審議ができたと思っています。会議の進め方ですが、ページが変わってしまいましたが、素案の12ページ、ここから始めたいと思います。

(事務局)

前回の質疑の説明からお願いします。

(米内山委員長)

では、前回の委員会で出た質疑事項などについて、事務局より説明 していただきます。お願いします。

会議内容

(事務局)

財政課の佐藤です。よろしくお願いします。皆様のお手元の資料、次 第の次からの資料です。資料は全部で3つです。

1つは右上に令和5年11月14日と記載された、第2回七戸町新庁舎建設検討委員会における質疑事項についての2枚(資料1)と、11月15日付に長山委員より財政課あてに提出された質問書(資料2)、もう一つは、表題が耐震診断、躯体調査および耐震改修工事について質問回答書(資料3)、この3つについて説明いたします。

まず、<u>資料1</u>の、11月14日付けの第2回七戸町新庁舎建設検討委員会における質疑事項について。これは前回の会議での質問について、当時、躯体調査を実施した津内口設計あてに質問をした内容です。まず①番。74ミリのコアを使用した理由について。これは、壁の厚さ、庁舎の壁の厚さから判断し、このコアとした、という回答をいただきました。

②番は、このコンクリートコアについては、公的試験機関に出すのが原則ではないか、という質問でした。こちらについては財政課でも確認しました。試験は八戸工業大学で行っていて、青森県工業技術教育振興会の印が押されています。資料3、一番厚い資料です。耐震診断、躯体調査の質問回答書の中の3枚目以降です。24年9月6日付けで、財団法人青森県工業技術教育振興会から津内口設計あてに報告された圧縮試験強度結果です。表紙を含めて5枚が試験結果の報告書

のコピーです。

続きまして、資料1の2ページ目、③の質問について。コンクリート設計強度に18ニュートンを使った根拠については、耐震診断基準という資料を基に18ニュートンとして記載しています。赤文字については、180キロパー平方センチメートルと書いていますが、これをニュートン換算すると、18ニュートンパー平方ミリメートルとなります。

④番です。コンクリートの圧縮試験の算出方法は正しいのか、という質問についても、耐震診断基準に記載されている計算式を基に計算 しています。

⑤番、耐震判定指標を 0.9 とした根拠について。町と業者とで打ち合わせを行った際に、庁舎を災害時緊急拠点施設と捉えて、構造体を I 類、用途係数を 1.5 としています。その 1.5 を 0.6 にかけて 0.9 としています。

⑥番です。年数の引き算が間違っているのでは、というご指摘でした。設計業者に確認したところ計算の誤りで、正しくは57年との回答をいただきました。これが一つ目の質疑です。

その後に長山委員より追加でご質問(資料2)をいただいています。 先ほどと同じ内容の部分もありますが、こちらに対しての回答が資料 ③です。津内口設計からの回答と根拠資料を後ろに添付しています。 まず資料2、質問の1番、耐震診断関係について。圧縮試験の実施機関は、公的機関とすると明記されていますが、調査結果報告書が見当たらない、というご指摘でした。試験自体は八戸工業大学内の青森県工業技術教育振興会で実施しています。圧縮試験成績書については、 資料3の3枚目が津内口設計あての結果報告書です。1枚目が表紙で 2枚目が試験の成績報告書です。3枚目以降はその詳細な数値です。 4枚目は七戸庁舎に関する成績書とデータです。

続いて質問の2番。この試験に標準偏差を使用している意味を教えてください、という質問でした。推定強度については、各階ごとに3本のコアを採取するとなっていて、その計算方法も基準書の計算式に基づいています。先ほどの資料3の次のページに、耐震診断基準同解説を付けています。1枚目が表紙で2枚目が裏表紙、3枚目はコンクリート材料の調査についてです。ここに赤枠で示していますが、各階ごとに採取する本数と、中ほどに推定強度の計算式が記載されています。これに基づいて標準偏差をとり、その1/2を引いて計算しています、という回答でした。

3つ目の3番の質問です。各コアの平均値から標準偏差の1/2を差し引いたもので判定していますが、(1)、標準偏差の1/2にどのような意味があるのか、について。こちらにつきましても計算式が示されていますので、先ほどの回答と同じとなります。

続きまして(2)。標準偏差の1/2を差し引いているので、実測の 平均値よりさらに小さい数字で判定していることについて。こちらも 先ほど同様に、計算式が示されていますので、同じ回答です。

4番です。設計図書がないことから、設計基準強度18ニュートンと記載されているが、推定とはどのような意味で、どのようにした数値ですか、という質問でした。設計図および調査結果がない場合の材料強度は、解表2-6-2により、1969年で180としています。これも同じ基準書にあります。先ほどの次のページの上部に、解表2-6-2が記載されています。黄色で塗っている1972年までの数値、180キロを使用しています。

5番の(1)ですが、役場本庁舎は設計図書が一部無く、建設年の統計による推定値の適用可否について検討したのか、について。先ほどと同じく、基準書に基づいて試験および計算を行っています。続いて(2)。後段にあるとおり、役場本庁舎は現在の七戸庁舎と同じ基準の21ニュートンで設計されたのではないか、という質問についても、先ほどの回答のとおり、基準書に基づいて18ニュートンとしています。

6番は、構造耐震判定指標 ISOが 0.9で耐震診断が行われていて、この数値を地方公共団体の庁舎に使った理由は何か、という質問でした。こちらについては、町で設計打ち合わせを行っています。添付資料3の次のページに設計打ち合わせ議事録を添付しました。この赤線の部分です。用途係数について、災害時緊急拠点施設のため、特記仕様書のとおり 1.5 としてよろしいか、という質疑に対し、町で了承しています。

7番の質問は、ISOを0.6で判定すべきところを、0.9で判定している件についてです。先ほどの回答のとおり、0.9としたことから、X方向、Y方向で、判定指標を満足しない結果となりました。耐震診断結果を添付しました。ここで、添付資料を差し替えさせていただきます。今、ご覧いただいている報告書は違っています。本来の資料を皆さんにお配りした上で説明したいと思いますので、ここを飛ばして次の8番に移ります。

8番は、圧縮試験が公的試験機関で行われたという記録がありません、との質問でした。先ほど1番でご説明したものが試験成績書です。 3枚目からの資料です。

続いてIIの躯体調査関係です。1番は、役場庁舎の躯体調査は、文部科学省主導による公立学校施設の長寿命化が目的で、学校建物の耐力度調査と同じものか、という質問でした。内容は同じものとの回答いただいています。

続いて2番の(1)、建物の使用期間は、試験用に採取したコンクリート用圧縮試験強度で判断するのではなく、建築当時に設定した設計

基準強度によって判断すべきではないか、という質問です。躯体調査においては、先ほどの公立建物の耐力度調査を参考にして、試験結果を基に供用限界期間を判断しています、という回答でした。

(2)七戸庁舎の計画供用期間は48年、使用限界期間は83年とすることが正しいのではないか、という質問についても、耐震診断の結果から判断していますので、(1)と同じ回答です。

最後に、耐震改修工事設計監理業務関係です。1番は、耐震改修工事設計監理業務における改修設計は、特記仕様書のとおりでしたか、という質問です。特記仕様書のとおりとの回答をいただいています。

2番は、Iの耐震診断の関係で、6、7に関連しますが、補強計画における構造耐震判定指標の数字をいくつに設定したか、という質問です。これについては、0.75の数値を設定しています。

3番。役場本庁舎は耐震補強工事とともに、躯体調査結果を受けた 改修工事がされました。これらの工事が終了した時点で、さらに30 年程度の継続使用が可能とされていますが、これは妥当な年数ですか、 という質問です。こちらに関しましては、一般的に建物の長寿命化の ために行われる大規模改修工事を実施すると30年程度、寿命が延び ると言われていますが、七戸町が実施した役場本庁舎耐震改修工事は、 長寿命化を図る目的の工事ではないため、構造的に耐震性は向上する が、仕上げ材や設備関係を含めた寿命が延びるものではありません、 との回答いただいています。

4番は、耐震改修工事設計管理業務委託の契約関係です。判定報告書を取得して報告しましたか、という質問です。これについては、資料3の最後に添付しました。最後の4枚が、一般社団法人建築研究振興協会から町長あてに報告されたものです。2枚目に評定書、3枚目が振興協会のメンバーで、4枚目がその資料です。先ほどから保留している件について、今、書類のコピーとっていますが、もうしばらく時間をいただきます。書類が出来次第またご説明させていただきますが、質疑事項については、現時点では以上です。

(天間優彦委員)

ただいま事務局から、長山委員から七戸町役場財政課へ出された質問に対して回答がありましたが、これはここで受けることでしょうか。個人からの質問に対して、個人に説明、回答すればよいのではないでしょうか。これは、私たちが時間を費やして審議するものなのでしょうか。

(米内山委員長)

非常に専門的な内容ですけれども、一応の参考にはなるかと思います。これで決められるかどうかは私も判断しかねますが、こういう話

が出ていますので、取り上げたいと思います

(天間優彦委員)

参考までに、ということですか。

(米内山委員長)

そうです。

(天間優彦委員)

はい、わかりました。

(濱中委員)

専門的な内容なので、我々にはよくわからないところが多々あります。わからないものをここで長々と話をしても始まりませんので、要点だけをまとめて、短くやってください。

(米内山委員長)

はい。わかりました。

(苫米地委員)

前回の長山委員からの質問は、やはり専門的でよくわかりません。 役場の資料に対して疑問があった場合には、事前に役場へ伝えてもらって、会議が始まる前には、何ページのこの箇所に指摘があって調査 した結果、こうなりましたという役場からの報告があってから議事を 始めてもらえば一番いいと思いました。

(米内山委員長)

わかりました。先ほどの資料ができたようです。

(事務局)

今、お配りした資料が、質問の7に対する耐震診断の結果です。黄色の枠で囲っている部分です。この数値から、X方向、Y方向について、判定の指標を満足していない結果であることがわかります。

(米内山委員長)

非常に専門的な話になってしまいましたけども、参考意見になるかと思います。これに対してご意見がございますか。

(天間優彦委員)

参考意見なので、先に進めてください。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

次に、構想の素案の審議に入ります。本日お渡ししている基本構想 の資料をもとに審議いたします。前回いただいた資料からページ数が 若干変わっていますので、審議の進め方についてご説明させていただ きます。まず12ページ。前回は13ページでしたけれども、12ペー ジの基本構想策定までの経緯について、一括で審議します。4番の基 本理念、これも一括で審議します。5番の基本方針についても、一括で 審議し、そして第3章、18ページも一括で審議をお願いいたします。 それから、第4章、これも一括で審議を行いたいと思います。

(事務局)

今回、新しい資料をお渡ししていますので、変更部分について説明 します。

(天間優彦委員)

わかるから、大丈夫です。

(事務局)

わかりました。

(米内山委員長)

それでは、基本構想策定までの経緯について、質疑をしたいと思います。ご意見ある方は挙手お願いします。

(長山委員)

書き方の順番について。検討会議が先なのか、基礎調査が先なのか、何か気にならないでしょうか。例えば町民アンケートとか町民ワークショップ、高校生のワークショップ、これらが先に行われています。それに対して、同時並行の部分もあるかもしれませんが、新庁舎検討会議実施の①、庁内のプロジェクトチーム、課長補佐級の方と、それから課長の方とは追っかけで出てきているのではないか、と思うのですが。なぜというと、新しくいただいたこの素案の1ページの下に図がありますが、この並びでこの素案ができて、課長補佐級で一回揉まれ、課長級でも揉まれて、町長まで上がっているはずです。プロジェクトチー

ムの前に、アンケートやワークショップがあると、書き方というか、順番が逆ではないでしょうか。

(米内山委員長)

順番が逆というのは、どういうことでしょうか。

(長山委員)

1ページの下の図の流れですけれども、一番左側に町民アンケート、ワークショップ、それから職員アンケート、ヒアリングなどがあって、それらを財政課で集約し素案として提示されています。それに対して庁内の検討プロジェクトチーム、課長補佐級と課長級を通って町長まで上がってきているはずです。そうすると、検討会議の実施が先ではなくて、基礎調査の実施が先で、そういう意味で逆ではないか、ということです。

(米内山委員長)

過去については、参考というように見たらいかがでしょうか。

(事務局)

先に組織を作ったのは、補佐級の会議です。その後に町民アンケート、ワークショップを実施しています。立ち上げた順番としては、補佐級のプロジェクト会議の方が先ですけれども、実際にこの素案の内容を検討する際には、そのアンケートなどを見た上で、補佐級の会議で検討しています。既に何回も会議をしていますが、その途中でアンケート結果、または職員のアンケートの結果を受けて、その都度検討しています。これは立ち上げた順番というよりも、これらの意見をもとにして検討した、というイメージを表しています。

(天間優彦委員)

時系列ではない、ということですね。

(長山委員)

時系列ではなくていい、ということですか。

(天間優彦委員)

いいと思います。

(長山委員)

1の検討会議の実施の中で、補佐級のプロジェクトチームの①と②について、この時系列的にいうと、町長にあがるまでに、この両方のプ

ロジェクトチームと検討会議を通っていますが、まだお仕事が終わらないように書かれています。〇月、〇回という表現で書かれているので。これは終わってないのですか。もう素案ができて、町長まで上がっているのに、まだ終わらないとなると、意味が通じない。

(事務局)

まだ最後の日付を入れていないのは、例えば今後、この会議の中で、 万が一、もう一度、補佐級の会議から検討しなくてはならない内容が あった場合を想定して、あえてここは空欄にしています。これ自体の 審議は、一通り終わっています。

(長山委員)

そういう意味もわかりますが、一回は仕事が終わっていて、例えばこの検討会議の中で、何か特別に再度検討が必要なことが提起されたときのために、まだ組織自体はあるという考え方ですよね。ただ、これは表に出す時に、やはり時系列的に処理されていないと、納得されないのではと心配しています。もう少し整理できないでしょうか。

(事務局)

この検討委員会が終わって、町長へ答申するタイミングで全ての会議が終わりとなります。そのときに最後の期日を記載するよう空欄にしています。

(米内山委員長)

それについて、修正した方がいいというご意見があればどうぞ。

(岡村委員)

アンケートなどを経て、職員によって検討を進めてきたということですが、これはあくまでも素案を作るためのアンケートなどだったと私は解釈しています。その素案に重要な変更内容が出てくれば、当然、緊急的にでも再度検討が必要だと思います。私は、素案を作るための作業を進めてきたと解釈していましたけれども、そうではないのですか。

(米内山委員長)

今、岡村委員からご質問があったとおり、もう終わっているものが ここに出てきたと考えて、参考意見として載せていると解釈すればい いのではないでしょうか。

(天間優彦委員)

いいと思います。進めましょう。

(米内山委員長)

よろしいですか。

(長山委員)

そういうことになれば、それで私もいいのですけれども、それにしても、例えば基礎調査の実施、4番の職員アンケートが一番先だったのではないかと思います。これは令和4年10月5日から実施していて、それが一番早くありませんか。

(事務局)

実施した時期で並べているものではなくて、町が作るものなので、 町民アンケートを一番上に持っていきたかった、ということです。

(米内山委員長)

提案します。これは参考資料として扱うことについては、皆さんどうでしょうか。

(天間優彦委員)

はい、そのとおりで進めてください。

(米内山委員長)

それでよろしければ、そのように決めても大丈夫ですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

では、この基礎調査の実施は、実施したという報告書として解釈させていただきます。よろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

事務局は、よろしいですか。

確認させてください。(1)の検討会議の実施について、①番、②番については、もう会議が終了しているので、その日付をここに記載する、ということでしょうか。

(米内山委員長)

記載してもいいのですが、参考資料として、審議内容から外すということです。終わっているはずのものが、また出てきていますから。

(濵中委員)

新庁舎建設の資料を我々の検討委員会へ出してもらって、それを協議しています。資料はもう全部揃っていて、それを審議するだけですから、このままでいいと思います。

(米内山委員長)

このままでいい、というご意見が出ました。

(事務局)

この素案は、プロジェクトチームの会議によって最終的にまとまったものを出しています。先ほどの皆さんのお話を集約すると、まとまった素案を出しているので、最後に会議をした日付を記載してもいいのではないか、と私は解釈しました。ただし、この検討委員会の日付については、一応5年〇月としていますが、これは6年度の何月かになるかもしれないので明記できません。その他については、最後の会議を行った日付を記載することは可能です。

(米内山委員長)

はい。この意見について、日付を載せるということでよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

日付をここに入れてしまえば、終わったものとなりますから。

(苫米地委員)

ここで何か修正があれば、もう1回この検討会議で検討しなくてはならないのですから、その検討会議が終わっているとすれば、おかしいと思います。ですので、検討会議の終わった日付は、今は書けないと思います。私たちの意見で素案に変更があるかもしれないから集まっています。ですので、この会議がもう終わっています、とするのはおかしい。

(天間優彦委員)

この経緯でいい、ということですよね。

(米内山委員長)

では、このままで審議を進めてもよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

では、このままで審議を継続して進めたいと思います。

(濱中委員)

前回、私が質問した木造庁舎の件について、事務局から回答をもらっていません。

(米内山委員長)

基本理念についての審議ですので、次になります。今の3番の基本 構想策定までの経緯については、このまま決定してよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

それでは第4の基本理念について、ご意見いただきたいと思います。

(事務局)

先ほどお話がありました木造の件について。お手元の資料に、<u>資料</u>4の表があります。左上に他自治体木造庁舎とあります。自治体名のリストが載った表です。これが素案の11ページ、ゼロカーボンの中で委員から前回お話がありました、木造の庁舎建設について、わかる範囲で調べた情報です。ただ事業費については、どこまでの事業費なのか、建物だけの建築費なのか、それに設計等の業務委託料が含まれているのかまでは、申し訳ございませんが、確認できませんでした。調べた事業費を床面積で割ったものを平米単価としています。

(濱中委員)

前回、私が質問したことに対して、最初に、このように説明していただきたかった。今、回答をいただきましたので、わかりました。前回、長山委員は、木造の庁舎は認められていないと言っていました。この

ようにしっかりありますので、前回の発言は撤回してください。

(長山委員)

私はそのようには発言していません。

(濱中委員)

いや、私に向かって話されました。

(天間優彦委員)

議論している内容ではないので、進行してください。

(米内山委員長)

本筋に関わる話をしていきたいと思います。

(濱中委員)

もう一つ、岩手県の紫波町の庁舎も木造になっています。ホームページ見れば出てきますので、皆さんお分かりになると思います。事業費は27億7千万円です。

(天間優彦委員)

事務局の参考としてください、ということです。進行してください。

(米内山委員長)

14ページの基本理念について、ご質問、ご提案はございますか。 ないようですので、基本方針に移ります。15ページから17ページまで一括でお願いします。

(委員一同)

異議なし

(米内山委員長)

特段なければ、審議を終了したいと思います。

それでは第3章に入ります。新庁舎建設の規模ついて。これについてのご意見等ございましたら、ご発言お願いします。24ページまで一括でお願いします。

(天間優彦委員)

事前に渡されて、もう見ているのだから、いいと思います。

他の方、いかがですか。

(苫米地委員)

22ページに、トイレ、洗面所とあります。私は男女共同参画の策定 委員もやっていますが、建設の際には多目的トイレですとか、 L G B Tの人に配慮した施設を盛り込んでもらいたいと思っています。

(事務局)

もちろん近年、これからもそういう時代に入っていきますので、そこも考慮しながら、建設を進めていかなければならないと思っています。

(米内山委員長)

その他、ございますか。

(長山委員)

22ページに表があって、総務省の起債事業費算定基準による算出 とあります。ここの換算率について私が調べたところ、例えば課長の ところの換算率が3となっていますが、2.5ではないですか。それか ら補佐等係長級が2になっていますが、これは1.8ではないですか。

(米内山委員長)

何ページですか。

(長山委員)

22ページです。真ん中あたりに総務省の起債事業費算定基準による算出という表があります。その表の中のまず事務室の課長のところ、この換算率は3ではなくて2.5ではないか。それから、補佐、係長級のところの換算率は2ではなくて。1.8ではないか、ということです。ここが変わってくると、少しですけれども面積は変わってくると思います。

(アール・エー・ビー開発)

ご指摘のとおりです。この表は、マイクロソフトのエクセルで作成しましたが、2.5といった数値などが、自動で繰り上がってしまっていることが今、発覚いたしました。ですので、ご指摘のとおり2.5または1.8と修正させていただきます。

換算率が変わることによって、面積等に変化がありますか。

(事務局)

換算率の表示だけの話で、合計5017の数字は変わらないそうです。

(長山委員)

私が計算すると5019になるのですが。

(事務局)

わかりました。再度精査して訂正いたします。

(長山委員)

お願いします。それから苦言なのですが、これらは細かいことかも しれませんが、課長補佐級、課長級を通ってきているはずなのに、どう してこのような表が次々に出てきてしまうのか、私は非常に疑問です。

(事務局)

すみません。これは誤りです。

(長山委員)

謝らなくていいです。それから、右の23ページに国交省の新営一般庁舎面積算定基準による算出という数字が出ています。こちらの換算率も先ほどと同じですか。

(事務局)

同じです。

(長山委員)

この表の面積を見ると、5017と4591の2種類があります。 これはまだ決まっていないのですか。起債をするという話ですから、 左のページの方でいかれるのでしょうか

(事務局)

左のページ、右のページを参考にして、23ページで、以上のことから新庁舎の規模を4600から5000と想定しました。

(長山委員)

まだ、どちらを使うかについては分からないのですか。

あくまでも参考としています。これから執務室など、どういうスタイルで作っていくか検討していきます。最終的に面積が確定できるかはわかりませんが、あくまでも参考ということです。

(長山委員)

そうしますと、左のページの方がこの表では5017になっているので、右のページの4600から5000とすればクリアできると思います。ただ、右側の国交省の基準を使ったときにはオーバーしているので、こちらの方はもう使えないわけです。

(天間優彦委員)

これは参考です。これでいくというわけではないと思います。

(長山委員)

私は詳しくないのでわからないのですが、起債をするときは、例えば左側の表を使って設計をしました、というものが必要になりますか。

(田島委員)

報告しなくてはならないのだから、当然、必要になると思います。

(長山委員)

総務省に届け出か何か必要になりますか。

(事務局)

必要ないです。

(長山委員)

具体的にどのようにすればいいのですか。起債はしなくてはいけないではないですか。

(事務局)

総務省と国交省からで出ている基準を参考にして、大体の職員の人数、人口規模、他の自治体の事例などから、想定される庁舎面積を割り出しています。

(長山委員)

起債事業費算定基準というのは、どこでどのように使うのですか。

(天間優彦委員)

それはアール・エー・ビー開発ではないですか。町では分からないのではないか。

(苫米地委員)

これは起債する際の算定基準で、国交省ではこの面積でとありますから、これは設計を依頼する際に、この規模でこの予算です、という話をするために使うのではないですか。

(事務局)

確認ですが、先ほどからの長山委員の「キサイ」というのは、これを 載せる記載ですか、それとも借金をする起債ですか。

(長山委員)

借金です。

(事務局)

総務省や国交省の交付金など、何らかの交付金を活用する際には、 その基準に従わなくてはなりませんが、今回の庁舎建設にあたっては、 交付税算入に対する有効な起債がないため、ただの借金としての起債 となります。ですので、国交省と建設省の基準に従わなくてはならな いわけではありません。

(長山委員)

ないのですか。

(事務局)

はい。4章で規模および事業費を算出するために、国交省と総務省の基準を掲載しています。

(長山委員)

あくまで参考で、参考より基準は高いのでしょうけれども、そのために載せた、ということですか。もう 1 つ。基準となる面積だとか部屋の条件は、これで作らなくてもいいということですか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

借金をするのに意識しなくてもいいのですか。

4600から5000平米で建設を想定して、今後、執務室の大き さなどを検討していく中でトータルの面積がでてくると想定していま す。

(長山委員)

私が心配しているのは、例えばこの面積でやらなければ借金の起債ができないのではないかということです。例えばこの面積をオーバーしてしまった場合に、借金のための起債ができなくなると困ると思って聞きました。

(事務局)

それはないのですが、なるべくオーバーしないようにお願いします。

(長山委員)

そうしたときに、今のこれは面積がガチガチです。町民の方からのアンケートですとかワークショップの際の町民の方の意見が前に載っています。例えば展望室ができるかどうかわかりませんけども、そういうようなものまで作ってほしい、または町民の憩いの場所である喫茶ルームだとか何かを入れて欲しいとありますが、それらが全然入っていません。盛り込めるのですか。

(事務局)

繰り返しなりますけども、最後の事業費34億を計算するために、何らかの形で床面積を算出しなければならず、その際に参考にしたのがこの表であって、必ずしもこのとおりにつくる必要はありません。 当然、床面積が増えると、その分事業費が膨らむので、町としては、この面積の範囲で収めたいということです。

(苫米地委員)

ワークショップの説明会のときに、複数の設計図を各社から出してもらって、コンペで住民の声を聞いてみたらどうですかと提案しました。この表があって、大体の規模や執務室などの条件を複数の設計事務所に掲示して、そこから出てきたものを選んだ方が楽しいと私は思っています。その時には、この表は都合がいいと思います。初めから設計事務所が決まっているよりは、コンペを開催した方がいいと思います。

(米内山委員長)

他にございますか。

(濱中委員)

この表で決まったわけではなく、あくまでも基準ですから、これはこれでいいと思います。あと、建設の規模について。2030年の想定人口が1万2729人となっています。7年後です。今、1万4千人を切っています。先ほど部屋も足りなくなるなどの話もありましたが、人口がどんどん減っている状況ですので、逆に余るような状況になるのではないでしょうか。参考までに、20年後の推定人口はわかりますか。

(坪副委員長)

この人口は、あくまで老人を含めた住民の人口です。この中で、高齢者の比率がどれくらいになるか、という予測はありますか。

(事務局)

20年後ですか。

(坪副委員長)

今のこの1万2千人のうち、どれぐらいが高齢者人口になるのか。

(事務局)

具体的な数字は出ていません。これは町で作った七戸町の人口ビジョンからの数字です。それを参考にすると、65歳以上であれば5千人から6千人の間、15歳以上64歳未満で5千人、0歳から14歳で千人くらいでしょうか。今、この折れ線グラフから読み取っていますので大体の数字ですが。

(坪副委員長)

高齢者が5割として、役場までのアクセスについて。私の坪地域からすると、距離は5、6キロまたは10キロ近いなど、アクセスの問題が出てきています。窓口まで行くのがさらに困難となる時代が来るのではないかと思っています。それから、ここに職員数180人とありますが、1万2729人を職員数で割ったものと、今の人口を職員数で割ったものとは同じですか。

(事務局)

いえ、今の人口が、この 1 万 2 千よりも多いので、比率とすると職員は多くなります。今の職員数をもとに計算をしています。

(委員)

想定人口が2030年で1万2700人、職員数は2030年では

なくて、今現在の人数を使っています。この想定で建物を決めるのはやっぱりおかしい。2030年に人口が1万2千人になるとしたら、職員数もかなり減るし、議員もかなり減ると思います。それで決めていくべきではないですか。

(事務局)

役場の供用開始が2030年であれば、そのようなことも想定されますが、この計画では令和11年の供用開始を目指しています。人口もそれほど減少しませんし、職員人数もそこまで減少しません。もちろん、将来、人口が減少していった際には職員もそれに応じた人数になりますし、議員人数も減っていくと思いますが、今回、新しい庁舎を建てるにあたっては、現在、二つに分かれている職員が皆そこに入って執務を行いますので、現在の職員人数で算定しています。

(長山委員)

これはあくまで参考ですから今の職員数でやっています、というこ とですね。それから、表の正確さについて、右側の国交省の方も少し違 っています。先ほどは2.5、1.8について話しましたが、4番の倉 庫について。事務室面積掛ける13%とありますが、これは補正をい ろいろしていく中で、1.1倍という補正係数が上にありますけれど も、この補正前の面積でやるべきではないかと私は理解しています。 それから、10番、11番に括弧書きで、冷暖房の場合2千、小なりイ コール、有効面積(1)から(11)の計とありますが、これは(1) から(9)ではないですか。やはり表の正確性がない。細かい人は結構 よく調べますので、恥ずかしいです。よく調べて載せていただきたい、 というのが一つ。それから、これは予算や規模についてのあくまで参 考とする数字だというのであれば、先ほど私が言った通り、町民のワ ークショップやアンケートなどでいろいろな要望が上がってきたと思 います。そういう要望や夢といいますか、それをある程度かなえてあ げるためには、面積を追加できるような余裕を持っていないと反映で きないと思います。それから、役場庁舎となるとやはり、災害対策本部 の機能が必要となりますが、どこ見ても災害対策本部については書か れていません。それから、防災倉庫を建物と同じ場所に設置する場合 には、やはり面積が必要になってきます。それを考えると、ガチガチな 面積でやるといけないので、例えば、その他基準外諸室とか、他の自治 体の参考事例などから面積を載せておくなどしておかないと、あれ、 面積がおかしいのでは、または、夢も叶わない嫌な庁舎だな、となって しまいます。どうでしょうか。

他の自治体について調べ、参考事例として最後に掲載することいついては、委員の皆さんが賛成であれば、載せることは可能です。

(濵中委員)

24ページに、災害対策本部機能を含むと載っています。

(長山委員)

載っていますが、面積が載っていないので参考にならないのです。

(濱中委員)

部屋などの詳細については、今後、事務局で検討するものだと思います。あと、細かい計算式を言われても我々は判断できませんので、ここで話しても無意味だと思います。事務局の方とやり取りしてもらった方がいいのではないですか。

(米内山委員長)

修正すべきところは修正していただくということで、2番を終了してよろしいでしょうか。

(事務局)

概算事業費について。面積が増えると事業費も増えます。

(米内山委員長)

4章に入ってからやってください。

(事務局)

今、2の新庁舎建設について、長山委員から他の自治体の面積を参考に載せてはどうか、との提案がありました。調べて掲載するのはいいのですが、事業費が膨らんでいきますので、あくまでも面積は4800平米程度に抑えたいのです。いかがでしょうか。

(坪副委員長)

次の世代に、負の遺産を残さないことが大事です。面積を増やす問題よりも、いかに限られた面積で、いかに機能的で、なおかつ皆さんに 共通できるかを考えていくべきだと思います。

快適な空間、快適な庁舎とありますが、でもやはり町民は年に何度 行くかも分かりません。その快適な人は一体誰なのかということも考 えて、機能的にしてください。私はこの事業費を少し圧縮して欲しい と思っています。

その他、ご意見ございますか。

(委員一同)

なし。

(米内山委員長)

なければ、2番はこれで終了してよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

それでは第4章、新庁舎建設の概算事業費および財源について、質問ありましたらお願いします。

(濱中委員)

新庁舎建設の概算事業費とありますので、これ全体が概算として既 に確定したということではないでしょうか。ですから、これを基本と して進める、ということではないですか。

(坪副委員長)

今、万博の工事費は、また追加、追加となっています。材料費の高騰は、私らも事業をしていればわかりますが、半端ではなく高騰しています。おそらく中国、ロシアなどの影響だと思いますが、2年、3年先のことは為替の関係もあって誰も見越せません。それを考えると、今の事業費で確定はできないでしょう。ですから、事業費が膨らんでも何としてもやっていくとしたら、住民の負担を考えれば、なかなか難しいのではないか。建てることは賛成ですが、先を読んで進んでいくのは、なかなか難しいと思います。

(濱中委員)

計画なのだから、事業費を決めないと先に進めない。

(米内山委員長)

その他、ご意見ございますか。なければ、第4章はこれで終了してよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

それでは第5章、新庁舎建設事業スケジュールについて、ご質問ご 意見ございましたらお願いします。

(委員一同)

ありません。

(米内山委員長)

ありません、というご意見が出ています。第5章はこのとおりでお 願いしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

それでは第6章に移りたいと思います。何かあれば挙手の上、ご発言お願いします。

(岡村委員)

一部の現庁舎は取り壊しの予定のようですが、町づくりの観点からすると、庁舎をどうするかより、この地域をどうするのかが課題として残ると思います。企画調整課でも考えていると思いますが、ぜひともその辺りを考えて進めてほしいと思います。庁舎だけではなく。

(苫米地委員)

今のご意見と同じような話ですが、この次には総合計画の策定が始まります。以前、天間林村の最後の総合計画の策定委員をやりました。その際、天間林村は村だから都市計画ではなく、それに変わるものとして、ゾーン構想として地域の町づくりの方向性を話し合いました。それも合併でなくなってしまいましたが、今、おっしゃられたように、この庁舎の再活用について、七戸の庁舎周辺、天間の庁舎周辺の人たちの意見を聞いて、次の総合計画を作る前に、地域の町づくり構想を立ち上げほしい。

(米内山委員長)

その他、ございますか。

(委員一同)

なし。

なければ、本日の審議をこれで終了いたします。最後に本委員会に 関連して、事務局からご説明ありますでしょうか。

(事務局)

本日はありがとうございました。いくつか修正点または検討材料をいただきましたので、そちらを修正して、12月には最終的に全体的な審議をしていただきたいと思っています。その際はまた、ご通知いたしますので、よろしくお願いします。

(濱中委員)

木造庁舎については、構想の中に選択肢として入れるのですか。

(事務局)

現時点では、木造または鉄筋コンクリート造については限定していません。最終的に設計を出してもらったきに、設計業者が木造で提案する場合もあるでしょうし、鉄筋コンクリートで出す場合もあります。 事業費などトータルで見て、町が判断するという方針です。

(濱中委員)

トータルでよければ、選択の可能性もあると。

(事務局)

そうです。

(米内山委員長)

それでは以上をもちまして、令和5年度第3回七戸町新庁舎建設検 討委員会を閉会いたします。大変、お疲れさまでした。

(委員一同)

お疲れさまでした。